

Title	〔資料〕明治初年に於ける諸職人の労働事情： 鉄道寮雇傭建築労働者の賃銀及び労働時間に就いて
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1934
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.28, No.11 (1934. 11) ,p.1759(103)- 1795(139)
JaLC DOI	10.14991/001.19341101-0103
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19341101-0103">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19341101-0103</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

なることは疑はれぬ。

### 〔資料〕明治初年に於ける諸職人の勞働事情

—鐵道寮雇傭建築勞働者の賃銀及び勞働時間に就いて—

高村 象平

筆者は今夏鐵道省秘藏の「鐵道寮事務簿」全三十五卷(但しこのうち卷十三は燒失缺本)及び「工部省記録(鐵道之部)」全四十卷(但しこのうち卷十六を缺く)を閲覽する機會を持ち、これまで未見の幾多の原資料に接することが出来た。右に就いて様々な便宜を惜まず供された同省官房文書課圖書室並びに書類編纂室に勤務せられる方々、とりわけ須藤三治郎氏、佐々木傳太郎氏、青木清一氏の御厚意に對しては、唯感謝の外はない。茲に記して筆者の謝意を表明したく思ふ。

周知の如く我が國鐵道創建期に於いては、これを統轄する官制上多くの改廢が行はれた。その一斑を擧げるならば、明治三年三月十九日民部大藏兩省中ニ鐵道掛ヲ置キ、事務局ヲ築地ニ設置シ、監督土木出納三司ノ吏員ニ其掛ヲ命じ、じたのがその官制の端緒である。次いで同年七月十日民部大藏兩省分離すると共に、十七日鐵道掛は民部省に屬することになり、更に同十月二十日工部省が置かれるやその所管に轉じた。而して翌四年八月十四日工部省に十寮一司が置かれると共に、鐵道寮と改稱、その職制并事務章程は五年六月二十七日に制定せられて居る。斯くてその官制の整備した後に於いては、七年二月二十七日大阪堂島に本寮を移し、その後十四年六月一日本局を神戸に移した外に、工部省が廢せられるまでは、さした

る變化はなかつた。即ち十年一月十一日の太政官達によつて各省の寮が廢せられたことは、當然鐵道寮をして鐵道局と改稱せしめたが、然し實質上の變化は生ずることなかつたのである。寧ろ官制上の變化としては、十八年十二月二十二日、日本資本主義發達史に於ける一の歴史的役割を果した工部省が廢せられた時に、鐵道局は縱令それが「假ニ」にせよ、(2)内閣に直屬することになつたことを指さねばならないであらう。又その後には、明治二十三年九月六日鐵道廳と改稱して内務大臣の管轄となつたこと、二十五年七月二十一日逓信大臣の管轄に轉じたことを擧げねばならない。而してその翌年十一月十日にそれは逓信省の一局としての鐵道局になつた。その後の變化は、三十年八月十八日その掌理事項が狹められ新たに鐵道作業局が設けられたが、この後者は四十年四月一日帝國鐵道設置と同時に廢されたこと、そして更に翌四十一年十二月五日には、帝國鐵道廳も逓信省鐵道局も官制上廢止されて、茲に新たに内閣直屬の鐵道院としてその姿を現すに至つたこと等である。

斯くの如くにその上級管轄官廳の變遷の一再に止まらざることが、各種記録の散逸を結果することは、これを想像するに難くないところであらう。加ふるにかの大正十二年の震災があるに於いては尙更のことである。然るに現在鐵道省には、今夏筆者が披見するを得た鐵道寮事務簿及び工部省記録(鐵道之部)の外に、「鐵道局事務書類」全六卷、「鐵道廳事務書類」全十二卷(但しこのうち卷一、二を缺く)、「逓信省公文(鐵道之部)」全百五十七卷(3) (但しこのうち各部門を合せて七卷缺本等)の明治三年より四十一年に亙る數多くの原資料が保存されて居る。(4)このことは、明治交通史、從つて又日本資本主義發達史の一環を研究するものにとつて與へられた多大の喜びでなければならぬ。と同時にその保管の責を果された鐵道當局に對する絶大の感謝となつて現れねばならないであらう。筆者が現在までに謄寫し或は一讀得たのはこれ等多數のもの一部分にしか當らない部分であるが、然し猶今後に於いても機會の與へられる限りこの尠大な記録集成に接したく志して居る。聊か前置きは長い、筆者が目を通し得たもの一半、鐵道寮事務簿はその題名の示すが如く、鐵道寮の存置した期間、

即ち明治四年乃至九年の往復文書を編纂したものである。然しそれ許りではなく、嚴密に云ふならば、その卷一及び卷二の各一部分には鐵道掛時代のもの、即ち明治三年から明治四年前半期に亙るものも集録されて居る。そしてこの鐵道寮事務簿を補ふものが工部省記録(鐵道之部)である。これも亦その題名によつて察知せらるる如く、明治四年以降十八年まで、即ち工部省の存置した期間に亙つて、その省務の一部たる鐵道に關する公文書を集成したものに外ならない。今茲に、この後これ等の資料を利用される人々の便宜にもならうかと考へて、この鐵道寮事務簿、工部省記録(鐵道之部)、鐵道局事務書類、鐵道廳事務書類の各卷の内容見出しを掲げて置く。

「鐵道寮事務簿」の配列は、いづれかといへば編年體の形式を採つて居る。そしてそれが、本寮・京濱間・神阪間・京阪間に四大部分別され、更にその各々が庶務會計等に細別され編纂されて居るものである。

- 卷一——明治三・四年、本寮及京濱間之部。
- 卷二——(一)明治三・四年、神坂之部。(二)明治四年、京阪之部。
- 卷三——明治五年前半期、本寮及京濱。
- 卷四——明治五年後半期、本寮及京濱。
- 卷五——(一)明治五年、坂神之部。(二)明治五年、京阪之部。
- 卷六——明治五年、開業之部。
- 卷七——明治五年一月乃至八月、「會計」本寮及京濱。
- 卷八——(一)明治五年九月乃至十二月、「會計」本寮及京濱。(二)明治五年、「會計」阪神・京阪間之部。
- 卷九・十・十一——明治六年、庶務之部。
- 卷十二——(一)明治六年、神阪之部。(二)明治六年、京阪之部。

明治初年に於ける諸職人の勞働事情

106 (一七六二)

- 卷十四——明治六年、「會計」建築修繕之部。
- 卷十五——明治六年、「會計」阪神之部。
- 卷十六——明治七年、本寮・備外國人。
- 卷十七——(一)明治七年、神阪之部。(二)明治七年、京阪之部。
- 卷十八——明治七年、「會計」運輸費受取・金銀納受・諸收納金・外國人・機械買入・地所。
- 卷十九——明治七年、「會計」庶務并京濱。
- 卷二十——明治七年、「會計」建築修繕之部。
- 卷二十一——明治七年、「會計」(一)阪神之部、運輸費請取・庶務・收納(二)京阪之部、器械買入代。
- 卷二十二——明治八年、京阪間之部。
- 卷二十三——明治八年、阪神間之部。
- 卷二十四——明治八年前半期、庶務・外國人之部。
- 卷二十五——明治八年後半期、(一)庶務、(二)外國人之部。
- 卷二十六——明治八年前半期、庶務之部「本寮」。
- 卷二十七——(一)明治八年前半期、「庶務之部」京濱・京阪・阪神、(二)明治八年後半期、「庶務之部」。
- 卷二十八——明治八年前半期、器械之部。
- 卷二十九——(一)明治八年前半期、建築之部、(二)明治八年後半期、建築之部。
- 卷三十——(一)明治八年前半期、「會計」勘定帳之部・地所之部・月給之部・旅費之部・外國人之部・賑恤之部、(二)明治八年後半期、「會計」勘定帳之部・器械之部・月給之部・旅費之部・外國人之部・賑恤之部。

卷三十一——明治九年前半期、庶務・外國人。  
卷三十二——明治九年後半期、庶務・外國人。  
卷三十三——明治九年、京神間之部。  
卷三十四——明治九年前半期、「會計」京神。  
卷三十五——明治九年後半期、「會計」京神。  
次に、「工部省記録(鐵道之部)」の各巻は次の如き内容を以つて編纂されて居る。これは編年別と件別とが入り交つて集録されて居るものである。

- 卷一——明治四十年、正院何濟之部。
- 卷二——明治四十六年、京都敦賀・敦賀關ヶ原間鐵道建築之部。
- 卷三——明治四十八年、太政官御達。
- 卷四——明治七十年、六郷川鐵橋築造一件。
- 卷五——明治八十一年、東京横濱間鐵道華族九條道孝外二十六名へ御拂下一件。
- 卷六——明治十年、東京横濱間・西京神戶間、(一)前半期、(二)後半期。
- 卷七——明治十年、「會計」東京横濱間・京神間、(一)前半期、(二)後半期。
- 卷八——明治十年、京神間鐵道開業式之部・京都及大和へ行幸之部。
- 卷九——明治十一年、横濱野毛浦海灣埋立地龜腹石代價請求一件。
- 卷十——明治十一年、京濱間・京神間、(一)前半期、(二)後半期。
- 卷十一——明治十一年、「會計」京濱間・京神間、(一)前半期、(二)後半期。

明治初年に於ける諸職人の勞働事情

107 (一七六三)

明治初年に於ける諸職人の勞働事情

一〇八 (一七六四)

- 卷十二——明治十一年後半期、會計「京神間」。
- 卷十三——明治十一年、十八年、太政官伺之部。
- 卷十四——明治十二年、東京横濱間・京都神戸間、(一)前半期、(二)後半期。
- 卷十五——明治十二年、會計「東京横濱間・京都神戸間」、(一)前半期、(二)後半期。
- 卷十七——明治十三年、東京横濱間・京都神戸間、(一)前半期、(二)後半期。
- 卷十八——明治十三年、會計「(一)前半期、東京横濱間・西京大阪神戸間・備英人、(二)後半期、東京横濱間・西京大阪神戸間」。
- 卷十九——明治十三年七月—十四年六月、作業收入精算帳・營業資本受拂精算報告・營業資本缺額補填受拂勘定・起業附屬營業收入勘定帳・同營業費受拂報告。
- 卷二十——明治十四年、(一)甲、(二)乙。
- 卷二十一——明治十四年「會計」(一)甲、(二)乙。
- 卷二十二——明治十四年、日本鐵道會社之部(第一號)。
- 卷二十三——明治十四—十八年、東北鐵道會社之部。
- 卷二十四——明治十五年「會計」、(一)甲、(二)乙、(三)丙。
- 卷二十五——明治十五年「會計」、(一)甲、(二)乙。
- 卷二十六——明治十五年、日本鐵道會社之部(第二號)。
- 卷二十七——明治十六年、(一)甲、(二)乙、(三)丙。
- 卷二十八——明治十六年、日本鐵道會社之部(第三號)。
- 卷二十九——明治十七年前半期、甲。

- 卷三十——明治十七年後半期、甲。
  - 卷三十一——明治十七年前半期、乙。
  - 卷三十二——(一)明治十七年後半期、乙。(二)明治十七年、丙。
  - 卷三十三——明治十七年、日本鐵道會社之部(第四號)。
  - 卷三十四——明治十七—十八年、阪堺鐵道會社之部。
  - 卷三十五——明治十八年前半期、甲。
  - 卷三十六——明治十八年後半期、(甲)本書。
  - 卷三十七——明治十八年前半期、乙。
  - 卷三十八——明治十八年後半期、(乙)本書。
  - 卷三十九——明治十八年、日本鐵道會社之部(第五號)。
  - 卷四十——明治十八年、會計課事務簿。
- 「鐵道局事務書類」と「鐵道廳事務書類」とは孰れも別に内容標目を附して居ない。たゞ年度別によつて編纂されて居る。先づ前者は、
- 卷一——明治十八—十九年。
  - 卷二——明治二十年。
  - 卷三——明治二十一年。
  - 卷四・五——明治二十二年。
  - 卷六——明治二十三年。

明治初年に於ける諸職人の勞働事情

一〇九 (一七六五)

後者は前記の如く、卷一及び二の二冊を缺いて居るが、爾餘の編列は次の如くである。

卷三・四——明治二十四年。

卷五・六・七——明治二十五年。

卷八・九・十・十一・十二——明治二十六年。

筆者は本稿に於いて、鐵道寮事務簿の中から、これに雇傭された建築労働者の賃銀並びに労働時間の記録を摘記する。といふのは、この謂ゆる諸職人の労働事情は、ひとり交通史上だけの問題に止まるものでなく、明治初年に於ける我が國の社會經濟史研究上の一般的資料ともなり得る可能性を持つものであるから。そしてまたこの後者の爲めの意圖を抱くが故に、筆者はここに摘出した資料に對して加工したり、または當時の經濟的構造との聯關に於いて究明したりすることは何等試みないで、たゞ在るが儘の事實を列擧するに止めた。従つて以下の記録を如何に利用されるか、如何に解釋されるかは、これを採り用いる人々の任意であり、そこにまた資料提出の意義が存すると云はねばならない。この時期の労働狀態の資料が發表されること比較的寡い現在に於いて、(5) 以下に掲げる數字がこの分野の研究者に對して何等か裨益することになるならば、筆者の喜びこれに優るものはないのである。

- (1) 内閣記録局編、「法規分類大全」、官職門十六、一九〇頁。
- (2) 大藏省編、「工部省沿革報告」、明治二十二年、二頁。
- (3) 遞信省公文(鐵道之部)の缺本は、鐵道省文書課富田信仰氏の調に據る。
- (4) これ等の詳細に就いては、交通時論、昭和八年十一月號所載の佐々木傳太郎「鐵道文献解題(一)(二〇—二二頁)を参照。尙同氏のこの論稿は引續いて同誌に掲載されて居るが、我が國に於ける鐵道研究者にとつて、これは好個の指針となるべきものである。

(5) 筆者は算聞にして、明治九年までの建築労働者の賃銀統計として、これまで次のもの存在することを知らのみである。

第一は、東京商法會議所調査のもの。明治十三年七月同會議所は大藏省商務局から「爲參考我人民日常必須ノ物品中最重品前年ノ價格取調」を命ぜられた。この時提示された起案書に據れば「備賃」としては、天保元年より明治十二年迄の五十年間に互る大工・左官・建築日傭(大工手傭・左官手傭の類)の賃銀統計を「調整可差出」ものであつたが、種々の都合によつて、同年十一月の答申には「大工傭銀」を報告したに過ぎなかつた。この答申書は、右の期間に於ける各年平均大工一人の「飯料」と「上手間料」と「並手間料」とを記載して居る。(東京商法會議所要件録外附録、明治十三年十二月二十八日發兌、一六一—八丁)。

第二は、東京商工會調査のもの。その調査顛末は明治二十三年一月二十日同會澁澤會頭より農商務省齋藤商務局長宛の次の一文によつてこれを知ることが出来る。先般(二十二年八月一日)外務省ニテ御入用ノ趣ヲ以テ各種商品ノ相場并ニ各種職工ノ賃銀御問合有之候ニ付其後各當業者ニ就キ夫々遂調査候處別表ノ通ニ付不取敢御送附申上候(下略)。これは天保元年より明治十三年度に至る石工職・家根身職・木挽職・建具職・疊刺職・左官職・大工職・賃銀東京相場の調査であつた。筆者は東京商工會議所蔵「東京商工會々外諸向往復文書第四號(自明治二十一年至明治二十四年)」によつてその數字を得たが、これは東京商工會議事要件録にも掲載されて居り、更に近年東洋經濟新報社編、「明治大正國勢總覽」(昭和二年)五六七頁、及び朝日新聞社編、「日本經濟統計總覽」(昭和五年)九一二頁に再録されて居るから、熟知の方も多からう。

第三は、「貨幣制度調査會報告」に收められた「東京賃銀割合比較表」及び「同附屬明細書」(同書、三〇八一—一七、三四—一五頁)である。この兩者とも明治六年以降の統計であり、また前掲「明治大正國勢總覽」にも「日本經濟統計總覽」に

明治初年に於ける諸職人の労働事情  
も再録されて居る。

第四は、地方的な数字であるが、山形商業會議所編「山形經濟志料第四集」(大正十四年)一三五頁に収録されてあるものである。これは明治四年十月十七日山形の尾花澤會所で定めた同年同地に於ける「職人賃銀定」と題する資料であり、本稿第一節末尾に再録して置いた。

尙、日本帝國統計年鑑にあつては、明治十五年に刊行された第一回のそれには賃銀統計なく、第二回以降に於いて掲載されて居る。然し、その第二統計年鑑に於ける「農工及諸雇賃銀」(大工・石工・鍛冶・左官・日雇等を含む)は、各府縣十三年の統計表に據り(但し茨城・宮城兩縣は十一年、埼玉縣は十二年、大阪府は十四年の調査に係る)編纂されたものであり、「東京大阪兩府職工一日平均賃銀」(大工・左官・石工・家根・木挽・建具・疊刺等を含む)は明治十四年十二月調のものであるから(同書、一四一―一五頁参照)、従つて本稿の對象とはなり得ないのである。

一 明治四年

最初に掲げるものは、明治四年六月調の「鐵道寮諸建築所諸職人足火夫其外賃銀并給料書抜」(1)に據るものである。それは當時の東京・横濱・京都・大阪・神戸の諸建築所に於けるもの調査であり、各一日一人の賃銀は前二箇所に於いては銀計算、後三箇所では主として金計算で表示されて居る。然しこれを一覽する便宜を考へてか、この後者の中の若干は銀匁勘定に換算して並記してある。その割合は銀一匁、永十六文六分強替、即ち永一文、銀〇・〇六匁替である。そこで筆者も残りの未換算のものは、この割合で換算して見た。誌面の都合上、二つに分割して掲載する。尙、東京商法會議所並び東京商工會調査のこの年に於ける数字を参考の爲めに挙げれば、

東京商法會議所調——大工、(上手間料)一八匁七五(並手間料)一五匁。  
東京商工會調——大工・五〇錢、石工・五〇錢、家根職・二五匁、左官・三五錢、木挽・五二錢である。

職名	東京		品川		東海寺裏		寮中		横濱	
	新橋座より 高輪新堤より 品川出張所	高輪新堤より 品川出張所	東海寺裏	寮中	横濱	東海寺裏	寮中	横濱	東海寺裏	寮中
會所肝煎(諸職肝煎)	銀三〇・〇									
同	二四・〇									
大工頭梁										
大工	二二・五									
鍛冶職上	二二・〇									
同中	一七・〇									
同下	一四・五									
石工	二二・〇									
石工手傳	一五・〇									
家根職	二五・〇(2)									
左官										
左官手傳										
銅葺職										
ガラス切込職	二五・〇									
經師職										
塗職										

明治初年に於ける諸職人の労働事情





比較は、その間大差無きことを知らしめる。

勿論ここに調べ上げられたものの金額が果して諸職人の手に入つたか否かは明かでなく、又物價の相違は當然彼等の生計上に差異を生ぜしめたことであらう。更にここに掲げられた京濱と云ひ、阪神と云ひ、いづれも當時に於ける開化の地域であることに留意される要があることは無論である。

明治四年に於ける建築労働者の賃銀に就いては、筆者の知るものに、同年十月山形の尾花澤會所で定めたものがあることを既に述べたが、上記東京・横濱・京都・大阪・神戸の諸地との地理的相違から生ずる賃銀上の差額を知る上に於いて、この尾花澤に於けるものを茲に再録することは意義なしとしないであらうと思はれる。

この「職人賃銀定」(1)は、「追々諸物價下落ニ相成就テハ諸職人雇手間之義是迄之通りニテハ不相當ニ相見ヒ候間當管内一般諸職中談事之上相當引直シ方取計可申」との十月十日附達により、「區々ニ相成候テハ不相當ニ付諸職人之内重立候モノケ村ヨリ一兩人宛ニテ十五日尾花澤ニ集會評議之上取定、會所ニ申立」たものである。これによれば、

大工・木羽師・屋根師・木挽・桶屋 金一分ニ付向賄ニテ四人半

石切・壁塗 向賄ニテ一人ニ付銀四匁

となつて居り、また

諸職人請負賄ハ

四十人ニ付 玄米一俵ト味噌三貫目外ニ菜代五十文ツ、

である。そして右は「追而御達迄先當分書面之通取極候間無洩様御申達可相成」ものとされたのであつた。

(1) 鐵道寮事務簿、卷一、第五十三項「人足賃銀伺」。

(2) 鐵道省編、日本鐵道史、大正十年、上卷、九四―九五頁。

(3) 鐵道省編、鐵道一瞥、大正十年、五五―五六頁。

(4) 前掲、山形經濟志料第四集、一三一―三五頁。

尙これは工部省關係だけのことであつて、一般的に敷衍することは出来ないが、右の如き賃銀を受けた諸職人並びに人足が就業中に死傷の際の手当額をここに附言して置かう。「工部省沿革報告」なり、「日本鐵道史」上卷なりに據れば、明治四年八月鐵道寮は「鐵道建築ニ付、使役職工人足等ノ死傷手当内規ヲ定」め、六年七月五日日本省(工部省)に於いて「各寮ニ備役スル職工及ヒ役夫ノ死傷賑恤規則」が制定された爲め前者は廢され、後者も同年十二月修正され、而して八年四月「官役人夫死傷手当規則頒布ノ日ニ至テ」是亦廢止されたのである(1)。然しながら斯かる記事よりも以前に行はれた死傷手当の規定に就いては記述されて居ない。偶々鐵道寮事務簿中に明治三年末に於けるものが見出された故に以下に掲げることとする(2)。

鐵道建築ニ付諸職人并人足共怪我人出來之節御手当被下度左ニ及御評議候

一、怪我死人 御手当金五兩

一、片輪ニ可相成程之怪我人 御手当金三兩三分(金千五百疋ニ當ル)

一、凡三十日位ニテ療養行届候程之怪我人 御手当金一兩三分(金七百疋ニ當ル)

一、凡二十日以下右同斷 御手当金三分(金三百疋ニ當ル)

右ハ傳信機局ニ於テモ諸職人其外怪我人出來之節被下方取斗之振合モ有之哉ニ存候間以來書面目當ニテ被下候様致度存候也

庚午十二月

明治初年に於ける諸職人の勞働事情

これが翌年八月になると次の如くに改められて再び評議にかけられて居るのである。

- 一、怪我死人 御手當金十五兩
- 一、片輪ニ可相成程之怪我人 御手當金十兩
- 一、凡三十日位ニテ療養行届候程之怪我人 御手當金五兩
- 一、凡二十日以下右同斷 御手當金三兩

但十日已下之者ハ金一兩一分

右ハ傳信機局ニ於テモ諸職人其外怪我人出來之節被下方最前別紙之通〔前掲三年十二月の評議を指す〕御評議相濟被下來候得共此度豆州表御用石伐出場於テ怪我ニテ即死之者出來候處別紙之通燈明臺御用石伐出之節被下候振合モ有之候間以來ハ書面目當ニテ被下候様仕度此段相伺候事

辛未八月

この後者の評議が、即ち前記の死傷手當内規となつたのである。(3)

(1) 工部省沿革報告、一四、一五〇頁。日本鐵道史、上卷、五一頁。

(2) 鐵道寮事務簿、卷一、第六十三項「怪我人手當評議」。

(3) 斯くの如き手當内規の後に制定された明治六年七月の死傷賑恤規則になると、即死の場合金五圓、重傷賑恤金二圓五十錢、輕傷賑恤金一圓といふやうに改正されたのである。

二 明治五年

次にこの翌五年五月十八日、鐵道寮から本省(工部省)會計局に次の如く伺ひ出た文書がある。(1)

諸職人足賃銀割合高取調別冊差進候間御評議ノ上否至急御挨拶有之度尤初ケ條貳ケ條ハ是迄執行居候得共其餘割増等之廉區々ニ付以來一定爲致度依而此段御掛合及候也

然るにこれに對しては六月に至つて、「書面之趣追而一定之規則相立候迄申立之通ニテ可然候也」との下げ札を附して許可指令を發したとの顛末が明かになつて居るのみで、ここに謂ゆる別冊は關けて居る。そこで或は「工部省記録」中に綴込まれては居ないかと思つてこれを檢索して見たが、遂に見出すことを得なかつた。この點甚だ遺憾であるが、然しこの缺欠は左の如き調書を以つて略々これを補ふことが出来るであらう。即ちそれは同年八月十二日附の上申を指す。

定用諸職工之定價并字間働之義是迄之諸職人共取糺候處急速不行届ニ付夫々爲致入札候處別紙之通落札相成右ニテ不相當之義モ有之間敷ト存候間別紙相添此段申進候也

これに附せられた「諸職人賃銀并時間調書」(2)に據れば、諸職人いづれも「七字出五字引」の一日十時間勞働でありその賃銀額は飯料共で次の數字になつて居る。——尙下欄に東京商法會議所及び東京商工會調査のものを掲げて置く。

大工	職(中職)	銀二三匁五分	(金一分永二四一文)	東京商工會調	東京商法會議所調
鍛冶	職(同)	銀一七匁八分	(金一分永四六文)	五〇錢	上二〇匁 並一七匁
石工	職(同)	*銀二八匁五分	(金一分永二二五文)	五〇錢	
同手傳人足		銀二三匁	(永二一六文)		

明治初年に於ける諸職人の勞働事情

明治初年に於ける諸職人の労働事情

屋根方職	***銀二二匁二分五厘	(金一分永二二〇文)	三〇匁
瓦師	銀一六匁	(金一分永一六文)	
同手元土拵	銀一二匁五分	(永二〇八文)	
同手傳	銀一一匁	(永一八三文)	
左官職	銀二〇匁	(金一分永八三文)	三五錢
同土練	銀一三匁	(永二一六文)	
同手傳	銀一一匁	(永一八三文)	
建具職	銀二〇匁	(金一分永八三文)	三〇錢
塗師職	銀一八匁	(金一分永五〇文)	
***人足	銀一三匁	(永二一六文)	

(註) \*飯料の外に藍繩付

\*\*飯料の外に竹釘付

\*\*\*鳶人足・土方人足共同断

而してこれは落札價格であるが、大工、鍛冶、石工等、上中下の區別あるものは、いづれも中職の値段を以つて入札し、且つ定用遣にはこの中職を以つてする旨断り書がしてある。この三通りの賃銀の開きはどの位であるかと云へば、例へば大工に就いて云ふならば、上職・銀二十五匁五分(金一分永一七五文)、下職・銀二十一匁五分(金一分永一〇八文)であるから夫々銀二匁宛の開きがあり、鍛冶職に就いて見るならば、上職・銀二十二匁、金一分永一一六文、

下職・銀十四匁五分(永二四一文)であるから、上職と中職との差異は銀四匁二分、中職と下職とのそれは銀三匁三分となつて居る。右の賃銀額を以つて落札した大工、鍛冶職、石工、屋根方、瓦師、左官方、建具職、塗師、人足頭等は夫々請書を差し出して居るが、一例としてこの最後のものを掲げて見よう。

以書附御請奉申上候

一 ステーション御定用人足賃銀今般入札被仰付候出刻限之義朝七字出夕五字引十字間一人ニ付賃銀十三匁ヲ以私共ニ落札仕候付難有仕合ニ奉存候然ル上ハ十六歳ヨリ五十歳迄之處人撰仕且休業之義ハ十字ヨリ十五分十二字ヨリ三十分三字ヨリ十五分間御定之通り相心得若老歳之者差出候節ハ御検査ヲ請候様可仕候依テ此段御請奉申上候 以上

壬申八月三日

尾張屋嘉兵衛  
代又 吉  
梅田半之助  
代平 藏  
大野屋吉五郎  
代彌三郎

この人足頭からの請書の後には、次の如き上願書が添へられて居るが、これによつて右の落札値段が少くとも鐵道寮に雇傭される諸職人足に關する限りでは支配的であつたことが解る。

以書付奉願上候

明治初年に於ける諸職人の労働事情

一 ステーション定用人足賃銀入札仕候處梅田半之助尾張屋嘉兵衛大野屋吉五郎ニ落札仕候付御請仕候就而ハ私共是迄定用御用相勤候義ニ付右値段ヲ以相勤候様仕度此段偏奉願上候以上

壬申八月

山中政次郎

代波 治

齋藤彦兵衛

代辰 三郎

段野吉兵衛

代種 吉

三谷屋右吉

代茂 吉

鶴島次郎兵衛

代増 五郎

ところで、右の賃銀額は京濱間のそれが基體となつて居るのであるが、これと前節第一表の數字と比較して見ると、増加して居ると見られるものは、大工、鍛冶職、塗師職、平人足、柚等であり、左官は不變、左官手傳、屋根職は減じて居り、石工及びその手傳は比較するに困難である。といふのはこの後者の四年に於ける數字は飯料糶糶付であつたかどうか判然しないからである。尤も四年の「賃銀并給料書抜」には、家根職、經師職の夫々に、飯米竹釘共、或は糊手間代共とことさら傍註が附されて居るところから見れば、他の諸職人足の賃銀には飯料が含まれてゐない

のではないかと考へられる。かうして見ると嚴密に比較し得るのは家根職のみで、これは明かに銀二匁七分五厘の減である。然し飯料とは幾何程をいふのかと云へば、大體銀一匁五分内外を指すのであらうから、これを斟酌して見ると、全體としては變動が無いと云つてよいのではないかと思はれる。然しながらこの點は猶一考を要するであらう。

扱てこれまで賃銀は、少くとも東京横濱に於いてすべて銀計算で拂渡して居たことは右によつて明かであるが、それでは建築費用の製表上不便であるとの理由により、八月十七日に以後は「金永ニテ相渡候積り」と届け出た。たゞこの場合問題となるのは、永歩の端金を如何に決定するかであるが、これに就いては當局者は諸職人と談合の上決著した。その各々の金永計算額は、重複記載を避ける爲め、既に右表の括弧内に示して置いたものがそれである。たゞこの右表の諸職人の外に、十七日の届書には次の二職人の賃銀調が添へられて居る。それは、

東京商工會調

柚 一人 金一分永五〇文 (従前銀一八匁)

五二錢

大 伐 同 金二分永五〇文 (従前銀三三匁)

この八月十七日の伺の金永渡し賃銀も「都而朝七字出夕五字引、十時間遣」と對するものであることは、前と異るところがない。

然るにこれより一ヶ月前、即ち明治五年七月に労働時間は八時間制に定め度き旨の回議が在る(七月九日工部省受付)。但しこれには、「尤實地施行之上不都合之廉モ有之候ハ、其節ニ至リ増減改革可仕ト存候」との斷り書が附されて居る。この回議には別に伺之通可然旨の指令は附け添られて居ないが、その文書の體裁上から見て許可せられ

たものの如くである。して見ると原則として八時間労働制が決定せられたものではあつたが、その後、右の追書が實行されて上述の如く十時間制となつたと考へなければならぬであらう。この「諸職賃銀定」<sup>(3)</sup>は、帝國鐵道協會編、「創立三十年記念帝國鐵道年鑑」(昭和三年)二六三頁に採録され、同書はこれに基いて「明治五年鐵道開業當時ニ於ケル労働時間ハ次ノ如ク原則トシテ八時間制ヲ採用セリ」と言つて居るが、然しこれは結局原則としてだけのことであつたと見なければ、或はまた採用されたにしても實施期間は一ヶ月許りのものであつたと見なければ、このことと上述の落札賃銀の條件との相違はこれを調和せしめることが出来ないであらう。この「諸職賃銀定」の前掲書に掲載されたものには二三誤植或は逸脱と認められる箇所があるので、左にその全文を掲げて置く。

諸職賃銀定

第一

一 諸職人足共一人ノ賃銀ハ朝八字ヨリ夕四字迄八字間ノ働ト相定候事

但早出居殘右割合字間ヲ以可相渡事尤鍛冶職之如ク素ヨリ早出居殘ヲ見込賃銀相定有之分ハ此限ニアラス

第二

一 夜働賃銀ハ二割増之事

但夕六字ヨリ朝六時迄十二字間ヲ夜業ト定ム

第三

一 其日歸往返五里以上ノ場所出張之節ハ元賃銀ノ二割ヲ以旅箱手當トシ是ヲ字間割合之賃銀エ加エテ相渡ス可シ

但夜働等有之節ハ第二條之通割増ヲ別段相渡ス可シ

第四

一 出張先泊込ニ候ハ、三十日内外之無差別元賃銀之三割ヲ増相渡スヘシ

第五

一 出張先雨天休業之節ハ元賃銀ノ半數相渡疲氣等ニテ工業不致候節ハ出張先ニテモ賃銀并旅箱賃トモ不相渡候事

第六

一 東京工業所其外各所其場所ニテ雇上候諸職人足等夜中臨時工業之爲用意呼上候モノ賃銀之義別段工業等ハ不爲致候得ハ一夜元賃銀之二割ヲ相渡シ場所内夜廻等爲致候ハ、別段ニ夜食料銀一匁五分ヲ相渡スヘシ工業爲致候節ハ第二條之定ヲ以テ相渡スヘシ

此の「諸職賃銀定」に對しては前述の如き疑問が採まれるが、然し尙これによつて大體ながら明治五年の交に於ける諸職人足の労働事情の一斑は窺ひ得られるであらう。

(1) 鐵道寮事務簿卷七、第三十三項「諸職人賃銀割合取調回議」。

(2) 同、卷七、第四十六項「諸職人賃銀入札并銀匁ヲ金永ニ直シ相渡候届」。

(3) 同、卷八の一、第十三項「諸職人賃銀時間割増等假規則回議」。

三 明治六年—八年の京濱間

鐵道寮事務簿に收められた明治六年以降の同寮御雇諸職人賃銀は、すべて圓錢單位を以つて書き出されて居る。

明治初年に於ける諸職人の労働事情

以下掲げるものは、明治九年五月横濱に於けるものを除く外はすべて同寮の建築目途積りに據る。筆者が見ることを得たこの建業表の件数は次の如くである。

明治六年——新橋六件、川崎一件、横濱七件。

明治七年——新橋七件、川崎一件、横濱七件。

明治八年——新橋九件、蒲田一件、横濱三件。

これ等各個の建築に於ける諸職人足の賃銀額を一々掲げること、徒らに煩雑さを増すのみであるから、以下に於いては、それ等を總括して表示して見よう。次表に於ける各賃銀額の下に括弧に入れた数字は、その件数を示すものである。例へば明治六年の新橋に於ける大工職賃銀「三一錢三厘(3)」、「三九錢一厘(1)」とは、大工職を使役した建築四件中、前者の賃銀額支拂のものが三件、後者のそれが一件あることを表すものである。

職名	新橋			蒲田			川崎			横濱		
	六年	七年	八年									
大工職	三一・三(3)	三九・一(1)	四〇・〇(5)	四〇・〇(1)	四〇・〇(1)	四〇・〇(3)	三一・三(1)	四〇・〇(1)	三三・三(7)	三三・三(7)	三三・三(7)	三三・三(7)
同手傳人足	二二・六(1)	二二・六(1)	二二・六(2)	一五・〇(1)	二〇・〇(1)							

\*東京商工會調查會  
貨幣制度調査會  
(時相場) 錢

職名	石工			同手傳人足			屋根葺			鍛冶職		
	六年	七年	八年									
石工	四七・五(1)	四七・五(1)	四七・五(1)	六五・〇(4)	六五・〇(4)	六五・〇(4)	二一・六(1)	二一・六(4)	二一・六(1)	二一・六(1)	二一・六(1)	二一・六(1)
同手傳人足	二一・六(1)	二一・六(4)	二一・六(1)	一五・〇(1)	一五・〇(1)	一五・〇(1)	二〇・〇(1)	二〇・〇(1)	二〇・〇(1)	二〇・〇(1)	二〇・〇(1)	二〇・〇(1)
屋根葺	三三・四(1)	三三・四(2)	三三・四(1)	三三・四(1)	三三・四(1)	三三・四(1)	三三・三(2)	三三・三(2)	三三・三(2)	三三・三(2)	三三・三(2)	三三・三(2)
鍛冶職	二九・三(3)	二九・三(3)	二九・三(3)	三八・〇(1)	三八・〇(1)	三八・〇(1)	四〇・〇(1)	四〇・〇(1)	四〇・〇(1)	四〇・〇(1)	四〇・〇(1)	四〇・〇(1)

明治初年に於ける諸職人の労働事情

一三九 (一七八五)

明治初年に於ける諸職人の労働事情

職名	年	労働時間	労働賃金
塗師	八年	二四〇(3)	三一〇(1)
	七年	三〇〇(1)	三一〇(1)
	六年	二四〇(1)	三一〇(1)
建具	八年	三三三(1)	二五〇(5)
	七年	三三三(1)	五五〇
	六年	三三三(3)	五五〇
同手	八年	二〇〇(1)	二〇〇(1)
	七年	二〇〇(1)	二〇〇(1)
	六年	二〇〇(1)	二〇〇(1)
銅工	八年	三五〇(1)	三五〇(1)
	七年	三五〇(1)	三五〇(1)
	六年	三五〇(3)	三五〇(3)
同手傳人足	八年	二〇〇(1)	二〇〇(1)
	七年	二〇〇(1)	二〇〇(1)
	六年	二〇〇(1)	二〇〇(1)
同土練	八年	二二六(1)	二二六(1)
	七年	二二六(3)	二二六(3)
	六年	二二六(1)	二二六(1)

一三一 (一七八七)

明治初年に於ける諸職人の労働事情

職名	年	労働時間	労働賃金
左官	八年	二六六(3)	三〇〇(1)
	七年	三七五(1)	三〇〇(1)
	六年	二六六(1)	三〇〇(1)
同手	八年	二〇〇(2)	三三三(4)
	七年	二〇〇(2)	三三三(4)
	六年	二〇〇(2)	三三三(4)
煉瓦石積職	八年	四〇〇(2)	三三三(1)
	七年	四〇〇(2)	三三三(1)
	六年	四〇〇(2)	三三三(1)
同手傳人足	八年	二〇〇(1)	二〇〇(1)
	七年	二〇〇(1)	二〇〇(1)
	六年	二〇〇(1)	二〇〇(1)
同手元土拵	八年	二二六(2)	二二六(2)
	七年	二二六(2)	二二六(2)
	六年	二二六(2)	二二六(2)
瓦師	八年	二八〇(4)	二八〇(1)
	七年	三八〇(1)	二八〇(1)
	六年	二八〇(1)	二八〇(1)

一三〇 (一七八六)

明治初年に於ける諸職人の労働事情

種	方			六	七	八	六	七	八	六	七	八
	六	七	八									
木												
挽												
職												
人												

\*前述せる東京商法會議所調査によれば、大工賃銀は、六年に於いて上職二二匁、並職一八匁七五、七年及び八年は共に上職二二匁五、並職二〇匁であることを附記して置く。

右表に若干の註釋を施すに當つて、蒲田・川崎に於ける賃銀額は、何にせよ各々一件宛の數字であるから、これら以つてその全般を推すわけにはゆかないであらう。寧ろ新橋に於けるものと横濱に於けるものとが、それぞれ同年度にあつて異なる金額を示して居ることに吾々の注意を向ける方が妥當であらう。

先づ六年度の新橋に於けるものの中で、大工・石工・同手傳・人夫の賃銀がそれぞれ一件だけ特に懸隔した高賃銀を以つて表示されて居るのは、その建業の時期に理由を求めることが出来る。即ちこれはいづれも同年十二月八日出、同九日許可の「新橋ステーション構内インジニール住居廻り水吐下水出來御入費目途」に於ける賃銀であるが、

これに添付した第二十五號建業表に據れば、明治六年十二月十二日始業・七年一月三十日卒業の豫定になつて居り、従つて實際は六年末より七年初頭にかけての賃銀であると云はねばならない。従つてこれ等の數字と、翌七年度の新橋に於ける最低賃銀額とは時間的に連絡を持つて居る。即ちこの後者のうちの大工・石工・瓦師・左官手傳人足等のそれ等は、七年一月十五日に始業の豫定であつた「新橋ステーション構内器械方内外掛人員詰所建築」に於いてのみ見られるのであつて、二月末起工の「新橋ステーション構内四番板藏間内模様替」では最早大工賃銀は四十錢に、三月二十日始業豫定の「新橋ステーション出札所取建」では大工四十錢・石工六十五錢に、四月末起工の「新橋ステーション構内湯吞所二棟建築」では大工四十錢・石工六十五錢・瓦師二十八錢といふやうに、すべて右よりも高額となつて居るのである。これによつて諸職人賃銀は、概して云ふならば、六年に於けるよりも七年に於いて高騰したと一般化することが出来るであらう。勿論そのテムポは一率ではなく職別によつて様々であつたことは云ふ迄もない。

一體東京に於ける賃銀の變動と横濱に於けるそれとが殆ど同方向を採つて居ることは、右表を一瞥すれば直ちに認められることであらう。従つて七年の横濱に於ける大工賃銀が三種あり、石工が二種、人足が三種あるが、そのうち孰れの最低のものも、すべて同年度の初頭に於ける建築目途に見られるのであつて——例へば二月末起工の「横濱ステーション構内火夫部屋建築」——、三月末始業の「横濱ステーション構内下湯吞所建築」に於いては大工は四十錢・人足は二十錢といふやうに高まつて居るのである。

明治八年の賃銀額に就いては特に目新しいものもない。上記のことがこの年度に於いても大體の傾向として適用されることを云へば十分であらう。大工や人足の賃銀は前年度と少しの變化もなく、前者は新橋でも横濱でも等し

く一人四十錢、後者は新橋二十一錢六厘・横濱三十錢を維持して居る。どちらかと云へば新橋の數字に比して横濱のそれは多少低目であるのを常としてゐるが、この年度の左官賃銀だけはその逆になつて居る。即ち右表に見る如く新橋の三件とも一人二十六錢六厘、横濱の三件孰れも三十七錢五厘と約十一錢の開きを見せて居る。この原因は別に仕事の質の相違に求めることも出来ないやうである。と云ふのは、新橋の三件とは、「新橋構内器械方外國人官舎新築」(三月十一日始業豫定)<sup>(8)</sup>、「新橋ステーション構内客車庫新築」(十二月十八日始業)<sup>(9)</sup>、「新橋ステーション構内石炭置所新築」(九年一月十七日起工豫定の入費目途)<sup>(10)</sup>を指すのであり、横濱の三件は、四月八日建築許可の「横濱ステーション構内鍛冶場并役所器械方物置共建築」<sup>(11)</sup>、「横濱ステーションプラットホーム車差入之場所并土留柵手摺取建方」(七年五月十六日起工・八年六月二十九日卒業)<sup>(12)</sup>、七月二十八日許可の「横濱ステーション乗車場築足シ屋根繼足シ」を云ふのであつて、仕事の性質から云へば、新橋の方こそ高賃銀なるべき筈のところである。前年度の横濱に於ける左官職の數字が無いから解らないが、然し例へば前年八月新橋に於いて二間半に三間半の「古土藏」テ手堅キ分見當リ候ニ付右(金三百八十圓ニテ)買入引建直シ」以つて貯蓄科土藏を建築した場合<sup>(13)</sup>使役した左官は九十人、此賃料金三十三圓七十五錢(但一人に付金三十七錢五厘)なのであり、また貨幣制度調査會報告によれば左官は七年四十六錢七厘・八年四十八錢四厘で賃銀は高くなつて居ること等から推して、八年度の横濱のは鐵道寮御雇左官の中職賃銀、新橋のは下職の賃銀と考へる外は無と思はれる。

以上の他の諸職人足の賃銀に就いては右の表の件數による比重が、なまなかな註釋以上に雄辯に賃銀事情を説明することであらう。

(1) 鐵道寮事務簿、卷十四、第十一項「新橋ステーション構内下水割一件」。

- (2) 同、卷二十、第三項「新橋構内機械方詰所并横濱陸橋起工伺」。
- (3) 同、卷二十、第七項「新橋ステーション内四番板藏模樣替一件」。
- (4) 同、卷二十、第十三項「新橋ステーション出札所新設等ノ伺并指令」。
- (5) 同、卷二十、第十一項「新橋ステーション内湯呑所并鑿井伺并指令」。
- (6) 同、卷二十、第六項「横濱ステーション火夫部屋建築伺并指令」。
- (7) 同、卷二十、第九項「横濱ステーション内湯呑所新築伺并指令」。
- (8) 同、卷二十九の一、第二項「御雇外國人器械方世話役住居官舎新築ノ儀伺指令」。
- (9) 同、卷二十九の二、第五項「新橋ステーション構内客車庫建築之義伺指令」。
- (10) 同、卷二十九の二、第六項「新橋ステーション構内へ石炭貯蓄所一棟建築ノ儀伺指令」。
- (11) 同、卷二十九の一、第三項「横濱鐵道寮構内鍛冶場新築伺指令」。
- (12) 同、卷二十九の二、第一項「横濱ステーションプラットホーム車差入所其外工事卒業届」。
- (13) 同、卷二十、第十八項「新橋構内土藏建築伺并指令」。

四 明治七年及び九年の京阪

最後に掲げるものは明治七年に於ける大阪鐵道寮御雇の諸職工賃銀と、九年の京都出張所に於けるそれとである。前者は、七年二月既に大阪に本據を移した鐵道寮から、本省(工部省)精算課に向け九月二十二日附を以つて經費内譯表の形式を問合せた文書<sup>(1)</sup>の中に示されたものである。これは次の四種しか掲載されて居ない。

大	工	八等	三六錢〇	大工	十等	二八・〇
同	同	九等	三三・〇	同	上等	三二・〇

明治初年に於ける諸職人の労働事情

明治初年に於ける諸職人の労働事情

大工	中等	二八・〇	左官	上等	二八・〇
同	下等	二四・〇	同	中等	二四・〇
鍛冶	五等	四八・〇	同	下等	二〇・〇
同	七等	四〇・〇	人足	九等	三三・〇(東京ヨリ雇入)
同	八等	三六・〇	同	十等	二八・〇(同断)
同	上等	二九・六	同	上等	一八・〇
同	下等	二四・〇	同	中等	一六・〇
左官	八等	三六・〇	同	下等	一三・〇

右の数字を前節に掲げた七年の京濱に於けるものと比較するならば、大阪の方が下廻つて居ることが認められるであらう。

既述の如く、鐵道寮は明治十年一月十一日を以つて官制上その姿を消した。従つて該寮事務簿は九年末までの記録を以つて終つて居るが、この明治九年に於ける御雇建築労働者の賃銀額並びに労働時間の調査としては、次に擧げるところの西京出張建築場に於けるものが收められて居るのみである。即ち同年八月五日附を以つて安川工部少丞は安藤検査頭に宛て、「京阪間鐵道建築各工業場使役諸職工人足賃西京出張建築場之分ニ限り別紙賃金表之通更正本月一日ヨリ施行致候」と届出た。(2) 何故に西京出張工業場使役の分のみ賃銀の更正を行ったかの理由は詳かでない。しかもその更正とは、賃銀引上げを云ふのであるか、それとも引下げなのであるかに就いても判然しない。然し恐らくは引下げなのではないかと思はれる。といふのは、周知の如く明治七年末の恐慌以來引き續いた不景氣

とその現象としての商況不振とは、その勢を減することなく明治九年全體を包んで居たからである。けれどもこの引下げといふことは、筆者の推測に外ならないのであり、またそれは當時の一般的情勢から推して論斷したに過ぎない。鐵道寮が果して一般的賃銀引下げの傾向に合流したかどうかは素より不明である。然し爰に、斯かる筆者の臆測と反對に、この賃銀更正とは引上げであるとの論據も存在するやうに思はれる。即ち第一に、前記の七年大阪に於ける賃銀額と次表のそれとを比較するならば、この九月京都に於いて新たに實施されたものの方が高額であることからして、賃銀は引上げられたとも思はれよう。然しこれは危険な論斷である。といふのは、右の比較そのものの根柢が既に甚だ不十分なものであるから。第二に、この年の九月京都の大宮通に假停車場が設けられて神戸との間に直通運輸が開かれたことからして、その一ヶ月前の京都に於ける建築は謂はゞ仕上げ仕事に近づいたわけであるから、そこで賃銀の引上げも必要になつたとも考へられよう。然しこれも亦甚だ不十分な論斷である。といふのは、斯かる場合に於いては、高級職人を新たに雇ふことが必要になり、従つて謂ゆる上職賃銀が設定されたといふならばよいが、然しこの新設と賃銀更正といふことは同一義で決して無いからである。第三に、これより約一年前、即ち明治八年六月二十二日工部卿伊藤博文は、井上鐵道頭の建議に基いて京阪間鐵道建築費増加之儀を正院へ上申した。その理由の一つに「内地諸職工人足賃銀諸物品トモ兩三年前ヨリハ是又引上」(3) として居ることを擧げて居る。これから見れば、右に謂ふ賃銀更正とは引上げなのではないかとも考へられよう。然し何と云つてもこの上申から一年以上も経過した時のことなのであるから、素よりこの類推が正しいとは到底斷定出來ないところである。

斯くの如くに、右の賃銀更正が引上げか引下げかの問題は、遽かにこれを論斷し難いが、これを解く鍵として、

次表の但書が利用され得るのではないであらうか。この但書と、人足賃銀と他の職人例へば大工の賃銀との比重とからして、この問題は解き得るかとも思はれる。然しこれはまた可成り危険な方法でもあらうし、経済的地盤との聯關から遊離した單なる文面解釋が正しき解釋に導くか否かの疑問を提起することも出来よう。けれどもこの檢討は、本稿の課題以外に在るものとして取扱ふべきことを當初一言して置いたのであるから、ここには追ひ行くことをしないであらう。以下右の届書に添へられた賃銀表を掲げて、以つて單なる資料提出としての本稿を結ぶことにする。尙比較には稍々無理であるが、東京商工會調と貨幣制度調査會報告とによるこの年の東京に於ける賃銀額を並記して置く。(4)

職名	上等		中等		下等	
	錢	錢	錢	錢	錢	錢
大工	三六〇	三一五	(五〇〇)	(四三〇)	二七〇	二七〇
鍛冶	三三三	三一五	—	(五〇〇)	二七〇	二七〇
石工	三六〇	三一五	(七五〇)	(七八〇)	二七〇	二七〇
屋根職	三一五	—	(二五〇)	(四一七)	—	—
瓦職	三一五	—	—	(二五〇)	—	—
左官	三一五	二七〇	(四七五)	(四七五)	二二五	二二五
疊職	三一五	—	(三九二)	(五〇〇)	—	—
經師職	二七〇	—	—	—	—	—

(東京商工會調東京に於ける賃銀) (貨幣制度調査會調東京に於ける賃銀時相場)

油漆塗	三三三	二七〇	—	—	—	二二五
木挽	三三三	二七〇	(五二〇)	(五〇〇)	—	二二五
鳶人足	*二五〇	—	—	(二五〇)	—	—
並人足	*二二五	*二〇〇	—	(二二〇)	*一六五	—
諸職小頭	*四五〇	*三七〇	—	—	*三〇〇	—

但表中人足賃金其外\*點ノ分ハ總テ従前ノ額ヲ施行ス

右の賃銀はいづれも皆一日十時間労働に對するものであることが、本表に附記されて居ることを言ひ添へて置く。

- (1) 鐵道寮事務簿、卷二十二の二、第十六項「職工賃金表改正ノ義問合往復」。
- (2) 同、卷三十五、第七項「京都建築場諸職工人足賃金表更正ノ義検査寮往復」。
- (3) 同、卷二十六、第十四項「西京大阪鐵道建築費増加ノ儀正院上申」。
- (4) 東京商法會議所調査のものによれば、この年東京に於ける大工平均賃銀は、上職二二匁五、並職二〇匁である。

—昭和九・九・八稿了—